省エネ法改正は企業経営に大きな影響あり

■事業所単位の規制に加え、事業者単位の規制が加わり対象企業が大幅拡大
■業種別「見える化」による進捗管理の導入が必須

現行省エネ法

1つの会社と見た場合

個々の省エネ対策

個々の省エネ対策

その他対象外は抜けがあった

1種工場（3000kL）
エネルギー管理者
原単位1%削減

2種工場（1500kL）
エネルギー管理者
原単位1%削減

オフィスビル（1000kL）
小規模工場（800kL）
指定外

平成20年度のエネ庁現地調査方針発表
第二種工場も約200ヵ所無作為調査

改正省エネ法（09年4月施行）

1つの会社と見た場合

役員クラスのエネルギー統括責任者

全体の省エネ対策

個々の省エネ

個々の省エネ

1種工場（3000kL）
エネルギー管理者
原単位1%削減

2種工場（1500kL）
エネルギー管理者
原単位1%削減

オフィスビル（1000kL）
小規模工場（800kL）
指定対象に

業種別「見える化」による進捗管理
（業界共通指標を設定）

※多拠点型企業（スーパー、自動車ディーラー、コンビニ、FCチェーン本部）も規制の対象に